

## にいがた健康経営推進企業表彰要領

### (目的)

第1条 新潟県内において、従業員又は従業員及びその家族に対して健康づくり活動に積極的に取り組んでいる企業や事業所を表彰し、その活動内容を広く周知することにより、本県企業における健康づくりの取組の一層の推進を図る。

### (表彰対象)

第2条 被表彰者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) にいがた健康経営推進企業に登録し、かつ「にいがた健康経営推進企業マスター」に認定された企業等であること。
- (2) 上記(1)の企業等については、県が対象者に通知する。
- (3) 表彰年度(表彰決定の通知日までに限る)及び過去3年度内に、次のいずれにも該当する企業等であること。
  - ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令に違反していないこと。
  - イ 特定の政治活動や宗教活動を行っていないこと。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団ではないこと及びそれと関係を有していないこと。
  - エ 上記のほか、重大な法令違反その他の理由により表彰を受けることが不相当と認められないこと。

### (表彰の種類等)

第3条 表彰は、次の区分により実施する。

- (1) 「にいがた健康経営推進企業 知事賞」 1事業所
- (2) 「にいがた健康経営推進企業 奨励賞」 3事業所程度
- (3) 「にいがた健康経営推進企業 特別賞  
(グッド!スポーツカンパニー賞)」 1事業所
- (4) 「にいがた健康経営推進企業 表彰選考委員会特別賞」 2事業所程度

### (表彰基準)

第4条 別表に定めるとおりとする。

### (募集方法)

第5条 候補者の募集方法は、自薦又は他薦とする。

2 他薦の場合は、市町村、県地域振興局健康福祉（環境）部、県内商工会議所及び県内商工会からの推薦による。

（推薦方法）

第6条 推薦は、推薦調書（別紙）に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出する。

（選考方法）

第7条 被表彰者は、選考委員会の審査に基づき決定する。

（表彰方法）

第8条 表彰は、賞状を授与して行う。

（表彰結果等の公表）

第9条 表彰結果及び表彰された取組は、新潟県のホームページ等で優良事例として公表する。

（表彰の取消し）

第10条 被表彰者が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認めるときは、表彰を中止又はすでに行った表彰を取り消すことができる。

（庶務）

第11条 表彰の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課において処理する。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。